令和5年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省庁の対応状況 (令和6年4月22日現在)

—目次—

令和5年秋の年次公開検証対象事業

(1) 予算関連事業	
○教育におけるデジタル技術の活用の加速化(文部科学省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 3
〇国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費(共創の場形成支援事業等)(文部科学省)・・・・・	. • 7
〇介護におけるデジタル技術の活用の加速化(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	🤅
〇雇用調整助成金(コロナ関連)(厚生労働省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
〇持続化給付金(コロナ関連)(経済産業省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
〇地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(環境省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 (
(2) 基金	
〇具体的な成果目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 22
・中小企業イノベーション創出推進基金(中小企業イノベーション創出推進事業)	
(内閣府(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省))	
〇終了予定時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
・産地パワーアップ事業基金(農林水産省)	
・担い手経営発展支援基金(農林水産省)	
〇コロナ関連 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
•中小企業等事業再構築促進基金(経済産業省)	
(3) 規制	
○公証人による定款認証について(法務省)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2 8

担当府省名	文部科学省					
テーマ等	教育におけるデジタ	教育におけるデジタル技術の活用の加速化				
指摘事項	・GIGA端末の整備については、これまで、一部問題の発生もあったものの、関係者の努力により短期間のうちに1人1台端末の整備が行われてきたことについては、一定の評価ができるところ。ただ、まだ課題も残っていることから、効果発現の経路をよく意識しながら、次の点について、更なる検討を行い、課題を解決していくことが望ましい。 ・GIGA端末や校務システムなどについては、更新時期の平準化にも留意しながら、広域調達によるコストダウンを図っていくための検討を行っていくべきである。 ・ネットワーク環境に関する問題については、各地域での対応を支援するため、対応事例等を収集し、とりまとめたガイドラインを作成し、関係者に情報共有を進めるべきである。 ・アンケート主体の全数調査に加えて、個別の学校にヒアリング主体の調査を行うことなどにより、地域毎の実情を把握した上で課題解決につなげていくべきである。 ・アンケート主体の全数調査に加えて、個別の学校にヒアリング主体の調査を行うことなどにより、地域毎の実情を把握した上で課題解決につなげていくべきである。 ・各事業の政策効果の発現状況を示すエビデンスを適切に把握・分析する必要がある。その際、政府の伴走型支援ネットワークも活用し、不断の見直しを行っていくべきである。本事業が教育の現場に直接関わる事業であり、現場に対して納得感の高い政策推進プロセスが不可欠であることも踏まえれば、より解像度の高いエビデンスを実装させていくべきである。 ・具体的な運用やアプリ・ソフトなどの活用の事例で、活用効果が高いと評価されるものについては、情報共有を進め、全国的な活用を促していくべきである。・教育の保障という観点から、長期療養中や不登校の場合などでも、デジタル環境を活かして、柔軟な運用を通じて学びを継続していくことが可能となるよう検討していくべきである。					
個別項目		対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考		
・GIGA端末や校務システムなど 期の平準化にも留意しなが コストダウンを図っていく いくべきである。	ら、広域調達による	・端末更新に係る経費について都道府県に基金	報機器整備事業費補助金」を計上し、当該補助金を活用して都 道府県に基金を造成することとした。 ・基金を活用して更新する場合、都道府県単位での共同調達する ことを条件とした。			

	Ţ	,
・ネットワーク環境に関する問題については、各地域での対応を支援するため、対応事例等を収集し、とりまとめたガイドラインを作成し、関係者に情報共有を進めるべきである。	・ネットワークに関する調査を実施するとともに、教育ネットワークの遅延事例や対応方策を 取りまとめ、各自治体に情報共有を図る。	・令和5年度事業として、教育ネットワークにおける遅延事例等 について情報収集及び分析を実施中。
・アンケート主体の全数調査に加えて、個別の学校にヒアリング主体の調査を行うことなどにより、地域毎の実情を把握した上で課題解決につなげていくべきである。	・先進的な取組を行っている「リーディング DX スクール事業」指定校及び協力校に個別訪問調査を行う。 ・全数調査及び上記個別現地調査で把握した実情をもとに課題解決にむけて取り組む。	・令和5年度補正予算において、リーディング DX スクール事業を計上。
・各事業の政策効果の発現状況を示すエビデンス を適切に把握・分析する必要がある。その際、政 府の伴走型支援ネットワークも活用し、不断の 見直しを行っていくべきである。本事業が教育 の現場に直接関わる事業であり、現場に対して 納得感の高い政策推進プロセスが不可欠である ことも踏まえれば、より解像度の高いエビデン スを実装させていくべきである。	・GIGA スクール構想の推進に係る KPI を設定するとともに、KPI の把握や分析において、EBPM 補佐官制度などを活用し、不断の見直しを行う。	・令和5年12月、教育 DX に係る KPI の方向性をデジタル行財 政改革推進会議(第3回)において公表。 ・令和5年度内に、上記の方向性を基に、専門家や地方教育行政 関係者の意見を聴取し、これを確定させる。
・具体的な運用やアプリ・ソフトなどの活用の事例で、活用効果が高いと評価されるものについては、情報共有を進め、全国的な活用を促していくべきである。	・1人1台端末の更なる利活用の促進に向け、文 科省 HP に掲載している特設ウェブサイト 「StuDX Style」の更なる充実を図る。	・文科省 HP に掲載している特設ウェブサイト 「StuDX Style」 において、先進的・効果的な取組事例について公開中。
・教育の保障という観点から、長期療養中や不登校の場合などでも、デジタル環境を活かして、柔軟な運用を通じて学びを継続していくことが可能となるよう検討していくべきである。	前提に、学校現場の創意工夫や自治体の自律的判	令和5年12月26日に規制改革推進会議において取りまとめられた「規制改革推進に関する中間答申」において、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないこと、オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に発揮されるよう、学校現場を後押しすること、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進めることとされたことを踏まえつつ、以下の措置を講ずることとされている。 ・ 遠隔教育を行う際に児童生徒のいる教室に配置する教員は、普通免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員ののの規定上を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知する。 ・ 中学校において、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第77条の2の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行おうとする場合について、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校

(病気療養児)

・疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒(以下「病気療養児」という。)に対する教育について、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、同時双方向型の授業配信を原則としつつ、オンデマンド型の授業配信を実施することが可能となった旨、引き続き教育委員会等に対し周知を行う。

(不登校)

- ・不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合に一定の要件のもと指導要録上の出席扱いにできるとした「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年 10 月 25 日)の周知を引き続き行う。
- ・学校内外の教育支援センター等の多様な学び の場において ICT を用いて在籍校とつなぎ、オ ンライン指導やテスト等も受けられるように する。

(学校の臨時休業等)

・学校の臨時休業等の場合に児童生徒への ICT を 活用した学習指導に積極的に取り組むことに ついて、改めて市町村教育委員会等に対して周 知し、取組を促す。 現場の創意工夫によって実施することを可能とすることと し、通知等の所要の改正を行う。

学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行おうとする場合について、多様な科目の開設など、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施することが困難であり、かつ受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障が無いと考えられる場合においては、一定の要件の下、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等を配置可能とするため要件を弾力化することとし、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知する。

このほか、これまでに病気療養児や不登校児童生徒、学校の臨時休業等におけるデジタル環境の積極的な活用について、以下の取組を実施しているところ。

(病気療養児)

・病気療養児に対して、義務教育段階においては「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(令和5年3月30日)を通知、高等学校段階においては学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、同時双方型を原則としつつ、オンデマンド型の授業が可能となる制度改正を行った。また、オンデマンド型授業の実施方法や評価方法等に関する調査研究を行う委託事業を実施中。

(不登校)

- ・行政説明等で、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)の考え方や、出席扱いにするための要件等について周知を行った。
- ・令和5年度補正予算において、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、成績反映を可能にする教育支援センターの ICT 環境を加速度的に整備するための予算を2億円計上。

(学校の臨時休業等)

・令和5年11月28日付けで「臨時休業等の場合における児童生徒への ICT を活用した学習指導等について」の事務連絡を発出し、臨時休業等の場合における ICT を活用した学習指導等に積極的に取り組むことを促した。また、令和5年12月25日付けで「「臨時休業等の期間中の児童生徒への ICT を活用した支援や学習指導等に関する調査」について」を発出し、これらの学習指導等の実施状況についてフォローアップ調査を実施中。

・デジタル教育環境の活用にとどまらず、 <u>学校の在り方、教師の役割、授業方法などをアップデートする DX の取組についても検討していくべき</u> である。	令和5年度補正予算において、「リーディング DX スクール事業」を計上。 「規制改革推進に関する中間答申」(令和5年12月26日規制改革推進会議)において示された方針を踏まえた所要の対応を行う。(再掲)	

		次の十久五川大皿の旧川予久にか				
担当府省名	文部科学省					
テーマ等	国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費(共創の場形成支援事業等)					
指摘事項	・我が国全体として研究力強化、科学技術振興を図る必要があることは論を俟たない。文部科学省内において、大学の研究や産学官連携促進という政策目的のもとでの類似の 事業を整理した上で必要な見直しをすべきである。将来的な課題としては、限られた財政資源を最大限効率的に用いる観点から、文部科学省だけではなく内閣府(CSTI)等を 含めた政府全体として類似の事業等が同時並行的に行われている実態についても精査をすることが求められる。 ・時代の変化に応じ、事業の大括り化等や不断の見直しは必要である。事業を見直す際には、原因分析をしっかり行ったうえで、それを踏まえた見直しを行うこと。重複部分がある制度が乱立しないよう、ニーズの多様化に柔軟に対応できる制度設計としておくことが重要である。					
	個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考		
<u>促進といれて</u> 理した上で ・時代の変化 直しは必動 が 直しをを行った ないよう、	当内において、大学の研究や産学官連携 う政策目的のもとでの類似の事業を整 で必要な見直しをすべきである。 とに応じ、事業の大括り化等や不断の見 要である。事業を見直す際には、原因分 かり行ったうえで、それを踏まえた見 うこと。重複部分がある制度が乱立し 、ニーズの多様化に柔軟に対応できる としておくことが重要である。		時代の変化等に応じて事業を見直す際には、原因分析をしっかり行い、ニーズの多様化に柔軟に対応していく。			
て現状の 現経路を トプット 的な目標	けでなく進行中の案件や失敗例も含め 事業の全体像を考慮した上で、効果発 意識しながら、報告書数といったアウ 指標のみならず、 <u>長期的な目線で具体</u> を明確にしてアウトカム指標を設定す 必要である。	指摘を踏まえ、具体的な目標が明確になるよう、計画期間が長期にわたる共創の場形成支援プログラムについて、ロードマップを作成することとする。作成したロードマップは公表する。 (スケジュール) 令和6年度中に各プロジェクトのロードマップを作成し、具体的な目標・指標を設定する。	令和6年度中のロードマップ公表に向けて JST と協議済み。			

・事業の中間評価においては、お手盛りにならないよう、引き続き評価者の選定や複数人での評価を行う等体制を整備し、評価結果を確実に公表するなど、透明性を確保したうえで、評価に応じて計画の見直しや補助金の削減を行う、また、収益が出た場合にはキックバックを行うようなことを検討することを含めて、実質的に意味のあるものにすること。	等の情報を公表することを検討するとともに、中間評価結果に応じた計画見直しを徹底予定。 (スケジュール) 令和5年度中に方針について決定し、それを踏	共創の場形成支援プログラムについて、多様な背景を有する複数名での評価体制を引き続き確保するとともに、中間評価手順・評価者を明記しつつ評価結果を公表予定。中間評価結果は、以降の実施計画に適切に反映。 A-STEPにおいては令和6年度新規分から見直しを行い、研究の進捗や実用化の見通し等を厳格に判定するステージゲート方式を導入予定。	
・制度設計の際には、申請時やその事業継続の中において、研究者に過度な負担とならないように 留意すべき。また、目的に対してどのような補助金等の手段があるのかについて、政府全体で申請者目線でわかりやすく情報発信することが求められる。	指摘を踏まえ、府省横断的なシステムによる手続のオンライン化や事前相談の実施等による申請者の利便性向上に向けた取組に加え、申請者目線での情報発信に向けて、ウェブサイトの改善や公募説明会の工夫(説明会後に動画配信を実施等)を実施することとする。 (スケジュール) ウェブサイトの改善や公募説明会の工夫については、令和6年度から実施予定。	レビュー対象事業について、JST ウェブサイトの改善や公募説明会の工夫(説明会後に動画配信を実施等)を検討。	

担当府省名	厚生労働省					
テーマ等	介護におけるデジタル技術の活用の加速化					
指摘事項	○介護分野の将来予測を踏まえると、介護サービスを確保するためには、介護従事者の業務負荷の軽減と働き方に配慮しつつ、利用者のウェルビーイングを向上させていくことが重要であり、特に足元の介護人材の不足を踏まえると、業務負荷の軽減と生産性向上が喫緊の課題となる。介護ロボットやICT機器等(以下、「介護ロボット等」という。)の導入は有力な手段であり、早急かつ効果的な導入を進めていく必要がある。その際、先進的なモデル事例の創出に加え、モデル事例から得られる知見や効果的な取組を他の事業者にも広げていくべきである。 ○生産性向上や介護の質の向上に有効な取組は介護サービスや施設の規模などの類型により異なると思われるため、施設介護、通所介護、訪問介護等の類型別に介護ロボット等の導入や生産性向上に関するロードマップを作成し、年限を区切って目標を設定すべきである。また、事業を直接実施する都道府県のKPIに加え、国としても適切な指標を設定し、介護事業者全体の生産性向上や質の向上の進捗をモニタリングすべきである。。また、事業を直接実施する都道府県のKPIに加え、国としても適切な指標を設定し、介護事業者全体の生産性向上や質の向上の進捗をモニタリングすべきである。 ○生産性向上に関しては、特に、事業者に対する動機づけや、日々の業務で多忙な経営者や現場の介護スタッフのコミットメントを高める方策を検討すべきである。また、国が生産性向上や業務改善に関連する情報を集約・分析し、効果が期待できる取組を類型別に整理することで、事業者が自らの取組を効率的に検討・実施できるようにすべきである。小規模事業者など生産性向上や業務改善を進めていく余裕がない事業者については、技術の導入・運用を支援するスキームを構築することを含め、支援体制のあり方を検討すべきである。 ○介護ロボット等の導入や生産性向上の取組は、特養や介護を人保健施設をはじめ通所介護や訪問介護等においても進め、人員配置基準の柔軟な取扱い等を可能とするとともに、業務負担の軽減とが良質の向し、利用者や従事者のウェルビーイングの向上、ひいては人材の確保に繋げていくべきである。 ○介護ロボット等に係る費用等の課題は、事業者の協働や大規模化による経営資源の集約により解決の可能性があることから、事業者の大規模化等に関する課題や対応策を整理し、後押していくべきである。また、小規模な事業者であっても、間接業務の効率化、ICT関連業務の外部委託、さらには近隣の事業者と協力した委託費の削減などの、生産性向上や経営の効率化の工夫を促していくべきである。さらに、経営ノウハウの取得や経営人材の確保・育成など、介護事業者の経営力を上げていく方策を検討すべきである。					
ス の 任 の に と に な に か に り 務 る ッ ト 急 。 で い か ま の に と で で で と で で で と で で で で で で で で で で	を横断して活用できるICIの開発・普及・標準化を進めていくべきである。併せて、国・地方・事業者が有するデータや知見等を連携・共有し、利用者の目立度の維持・改 に効果的なサービスが、縦割りに陥ることなく効率的に提供されるよう、その提供主体のあり方の検討も含めて、取り組んでいくべきである。 個別項目 小茂護争野の将来予測を踏まえると、介護サービスを確保するためには、介護従事者の業務負荷の軽減と働き方に配慮しつつ、利用者のウェルビーイングを向上させていくことが重要であり、特に足元の介護人材の不足を踏まえると、業務負荷の軽減と生産性向上が喫緊の課題となる。介護ロボットやICI機器等(以下、「介護ロボットもICI機器等(以下、「介護ロボットやICI機器等(以下、「介護ロボットやICI機器等(以下、「介護ロボットやICI機器等(以下、「介護ロボットやICI機器等(以下、「介護ロボットやICI機器等(以下、「介護ロボットやICI機器等の以上を進めていく必要がある。その際、先進的なモデル事例の創出に加え、モデル事例から得られる知見や効果的な取組を極いまして、会とのいます。 ・令和5年度補正予算で計上した「介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」において、介護現場の生産性向上等の取組を支援するため、人護ロボット・ICI機器等の違入を援い、経営の協働化・大規模化等の支援、小規模事業者を含む地域全体で生産性向上の取組を面的に支援する補助メニューを創設した。具体的には、介護事業所の課題を踏まえた業務改善支援の実施及び当該業務改善支援と一体的に行う介護ロボット等の導入支援に対する補助により、事業所での効果的な導入につなげる。 ・令和6年度介護報酬改定において、介護ロボット等のラクノロシーの活用を支援するため、委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で、テクノロジー					
			を導入し、生産性向上のガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、効果に関するデータの提出を行うこと等を評価する加算を創設することとした。			

〇生産性向上や介護の質の向上に有効な取組は介護サービスや施設の規模などの類型により異なると思われるため、施設介護、通所介護、訪問介護等の類型別に介護ロボット等の導入や生産性向上に関するロードマップを作成し、年限を区切って目標を設定すべきである。 また、事業を直接実施する都道府県の KPI に加え、国としても適切な指標を設定し、介護事業者全体の生産性向上や質の向上の進捗をモニタリングすべきである。	・実証事業で得られた事例や「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰」の受賞事業者の事例等の横展開を図るほか、厚生労働省が実施する生産性向上に関するセミナー・フォーラムを通じて、生産性向上の取組に係る普及・促進や介護分野全体での機運醸成を図る。 ・生産性向上の取組による成果を把握するため、年限を区切った目標を設定の上、国や都道時におけるKPIを設定し、結果に応じて適時適切に必要な対応を講じる予定。 ・また、介護事業者の取組のモニタリングについて、デジタル庁が政府内の政策の進捗状況を出ているダッシュボードを活用し、KPIをサービス類型別に公表する方向で検討中。	・厚生労働省が実施する実証事業により、生産性向上や業務改善に関連するエビデンスデータの収集・分析を行い、機器別・課題別に効果が期待できる取組を整理した「介護ロボットのパッケージ導入モデル」の改訂を行う。 ・また、「生産性向上のガイドライン」を類型別に整理しており、引き続きこれらの周知を行うとともに、介護現場でより使いやすいものとするため、生産性向上のガイドラインの改訂を令和6年度に行う。 ・令和5年8月に「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰」を実施したところ。年度内に表彰事業者の事例集を作成の上、都道府県や関係団体等を通じて他事業者への普及を図ることとしている。令和6年度も同様の取組を引き続き実施する。 ・令和5年度に生産性向上セミナー・生産性向上推進フォーラムを開催したほか、令和6年度はセミナーの回数の増加や参加する事業者数の拡大を図ることとしている。 ・デジタル行財政改革の一環として、生産性向上の取組による成果を把握するため、「基盤・環境の整備」、「活用」という各段階で構造的なKPI(詳細は備考欄に記載のURLのP2を参照)を設定し、第3回デジタル行財政改革会議(R5.12.20)において決定した。	
○生産性向上に関しては、特に、事業者に対する動機づけや、日々の業務で多忙な経営者や現場の介護スタッフのコミットメントを高める方策を検討すべきである。また、国が生産性向上や業務改善に関連する情報を集約・分析し、効果が期待できる取組を類型別に整理することで、事業者が自らの取組を効率的に検討・実施できるようにすべきである。小規模事業者など生産性向上や業務改善を進めていく余裕がない事業者については、技術の導入・運用を支援するスキームを構築することを含め、支援体制のあり方を検討すべきである。	・令和6年度介護報酬改定に係る議論等を踏まえ、生産性向上に関して、事業者に対する動機付けや、経営者や現場の介護スタッフのコミットメントを高める方策を検討し、決定する。 ・生産性向上や業務改善に関連する情報を集約・分析し、効果が期待できる取組を類型別に整理することで、事業者が自らの取組を効率的に検討・実施できる取組の推進を図る。	 ・令和6年度介護報酬改定において、 ①介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けや、 ②介護ロボット等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で、テクノロジーを導入し、生産性向上のガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、効果に関するデータの提出を行うこと等を評価する加算を創設することとした。 ・厚生労働省が実施する実証事業により、生産性向上や業務改善に関連するエビデンスデータの収集・分析を行い、機器別・課題別に効果が期待できる取組を整理した「介護ロボットのパッケージ導入モデル」の改訂を行う。 	

	・小規模事業者を含む介護事業者の経営の協働 化や大規模化等により生産性向上の取組の促 進を図る。	・また、「生産性向上のガイドライン」を類型別に整理しており、引き続きこれらの周知を行うとともに、介護現場でより使いやすいものとするため、生産性向上のガイドラインの改訂を令和6年度に行う。 ・さらに、生産性向上のガイドラインや介護ロボットのパッケージモデル等の内容を、事業者の課題に合わせて案内し、事業者が自らの取組として効率的に検討・実施できるようにするため、都道府県におけるワンストップ窓口の設置を支援する。 ・令和5年度補正予算で計上した「介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」において、小規模法人等における生産性向上等の取組を支援するため、介護ロボットやICT機器等の導入支援や、経営の協働化・大規模化等の支援や、小規模事業者を含む地域全体で生産性向上の取組を面的に支援する補助メニューを創設した。具体的には、協働化等に併せて行うICTインフラの整備等や業務改善支援に対する補助により、小規模事業者の生産性向上や経営の効率化の促進を図る。 ・介護事業者の生産性向上等の取組を支援するため、支援体制の在り方を含め、小規模事業者等の協働化や大規模化等の促進に向けた実態把握を令和6年度に行う。	
○介護ロボット等の導入や生産性向上の取組は、 特養や介護老人保健施設をはじめ通所介護や訪問介護等においても進め、人員配置基準の柔軟な取扱い等を可能とするとともに、業務負担の軽減と介護の質の向上、利用者や従事者のウェルビーイングの向上、ひいては人材の確保に繋げていくべきである。	・令和6年度介護報酬改定に係る議論等を踏まえ、介護老人保健施設等における生産性向上の取組の推進や、人員配置基準の柔軟な取扱い等を検討し、決定する。 ・また、介護報酬等での評価のあり方に向けて、必要な実証の実施や在宅系サービスでの介護ロボット・ICT等のテクノロジーの導入・活用に向けた調査・検討を行う。	・令和6年度介護報酬改定において、 ①生産性向上に先進的に取り組む特定施設の人員配置基準の特例的な柔軟化や、見守り機器等導入した場合の夜間における介護を人保健施設等の人員配置基準の緩和、 ②通所介護・地域密着型通所介護における、個別機能訓練加算については、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならない要件の緩和、 ③介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用による生産性向上の取組の推進を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算の新設、 ④介護サービスの類型ごとに厚生労働省において必要な実証を行い、複数事業者・複数施設で一定の成果を確認できた場合、慎重な検討を行った上で、次期介護報酬改定を待たずに必要な対応の実施、を行うこととした。	

○デジタル人材の不足や介護ロボット等に係る費用等の課題は、事業者の協働や大規模化による 経営資源の集約により解決の可能性があること から、事業者の大規模化等に関する課題や対応 策を整理し、後押ししていくべきである。

また、小規模な事業者であっても、間接業務の 効率化、ICT 関連業務の外部委託、さらには近隣 の事業者と協力した委託費の削減などの、生産 性向上や経営の効率化の工夫を促していくべき である。

さらに、経営ノウハウの取得や経営人材の確保・育成など、介護事業者の経営力を上げていく 方策を検討すべきである。 ・介護事業者の経営力向上を含め、小規模事業者 等の経営の協働化や大規模化等の取組の促進 を図る。

- ・令和5年度補正予算で計上した「介護サービス事業者の生産性 向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」において、小規模 法人等における生産性向上等の取組を支援するため、介護ロボット・ICT 機器等の導入支援や、経営の協働化・大規模化等の 支援や、小規模事業者を含む地域全体で生産性向上の取組を面 的に支援する補助メニューを創設した。具体的には、協働化等 に併せて行う ICT インフラの整備等や業務改善支援に対する補 助により、小規模事業者の生産性向上や経営の効率化の促進を 図る。
- ・介護事業者の生産性向上等の取組を支援するため、経営力向上 を含め、小規模事業者等の協働化や大規模化等の促進に向けた 実態把握を令和6年度に行う。

○介護 DX の更なる進展や質の高い介護の持続的な 提供に向けて、政府全体として、健康・医療・介 護を横断したグランドデザインを描き、相互に 連携する仕組みの構築や分野を横断して活用で きる ICT の開発・普及・標準化を進めていくべき である。

併せて、国・地方・事業者が有するデータや知 見等を連携・共有し、利用者の自立度の維持・改 善に効果的なサービスが、縦割りに陥ることな く効率的に提供されるよう、その提供主体のあ り方の検討も含めて、取り組んでいくべきであ る。

- ・医療 DX 推進本部で策定された工程表「医療 DX の推進に関する工程表」に基づき、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築に向けた取組を進める。
- ・令和5年の改正介護保険法により、介護サービス利用者の情報を、本人、自治体、介護事業者等の関係者が電子的に共有できる介護情報基盤を整備することとしている。介護情報基盤の円滑な運用に向けて、関係者の意見も聴きながら、具体的な検討を進める。

・昨年6月に取りまとめた「医療DXの推進に関する工程表」に基づき医療DX全体を推進する。令和5年度補正予算で計上した「介護関連データ利活用に係る基盤整備事業」において、介護事業所等の関係者間で介護サービス利用者の介護情報を電子的に共有できる介護情報基盤の構築に向けて必要な整備を行う。令和6年度以降においても同整備を実施する。

・あわせて、「全国医療情報プラットフォーム」に情報を提供する それぞれの主体(医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護 事業者等)について、そこで共有される保健・医療・介護に関 する情報を、自身の事業のため、更にどのような活用をするこ とが可能かについて等も検討する。 「医療DXの推進 に関する工程表」 https://www.cas. go.jp/jp/seisaku /iryou_dx_suishi n/dai2/gijisidai .html

担当府省名	厚生労働省					
テーマ等	雇用調整助成金(コロナ関連)					
指摘事項	・雇用調整助成金(以下、雇調金)事業の実務面では、申請から支給まで紙ベース・手作業で行われる部分が多くあり、また、不正受給が問題になっている。緊急時の迅速支給の必要性に照らせば、不正受給の発覚のみをもって施策の当否を判断することは適当ではないが、厚生労働省は不正に対してより一層厳正に対応していくべきである。・事業主による申請手続の負担軽減、迅速な審査・支給及び不正を防止・検知するためには、申請から支給まで原則デジタル化すべきで、マイナンバーの活用を含め、D X・A I を積極的に活用し、省人化したシステムを構築すべきである。デジタル化にあたっては、法人番号やマイナンバーの記載が有用であり、また、社会保障はマイナンバーの利用範囲であるにもかかわらず、雇調金での利用が法律上認められていないことは改善が必要である。・検証を行うにあたり、経営環境の指標や離職データといった基礎情報について、申請手続きの負担に留意しつつ、今後の危機対応のため、収集の方策を検討すべきである。・企業秘密に考慮しつつ、雇調金事業の効果について研究者等が広く分析・検証できるように、分析に必要なデータセットを公開すべきである。・雇調金事業については人手不足・成長分野等への労働移動の阻害や労働者の能力の低下等を招いていないかといった懸念がある。また、支援を必ずしも必要としていないにもかわら、ず悪終申請するよりの表示により、発力に対して、関係した時間から研究					
・雇用調	個別項目 整助成金(以下、雇調金)事業の実務	対応方針・スケジュール (対応方針)	決定・実施した内容 ・ 不正受給に対し厳正に対処するため、	備考 〇厚生労働省HP(雇用調整		
	、申請から支給まで紙ベース・手作業		①不正受給以降に受給した助成金の全額 の返還を命じること			
	れる部分が多くあり、また、不正受給 になっている。緊急時の迅速支給の必	終了後の実地調査の強化策を検討する。	の返退を叩しること ②不正受給額の2割の違約金及び延滞金	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koy		
	照らせば、不正受給の発覚のみをもっ	(スケジュール)	について納付を命じること	ou_roudou/koyou/kyufukin/k		
	の当否を判断することは適当ではない	・ 令和6年3月29日付けで支給要領等を改正。	③雇用関係助成金の5年間の不支給措置	ochokin_husei.html		
	が、厚生労働省は不正に対してより一層厳正					
	していくべきである。		としている。			
	<u>していくべき</u> である。		としている。 ・ また、令和5年4月から事業主名等の公			
	<u>していくべき</u> である。		・ また、令和5年4月から事業主名等の公 表に係る公表基準を公開し、事業主によ			
	<u>していくべき</u> である。		・ また、令和5年4月から事業主名等の公 表に係る公表基準を公開し、事業主によ る自主的な申告・返還を促進している。			
	<u>していくべき</u> である。		・ また、令和5年4月から事業主名等の公 表に係る公表基準を公開し、事業主によ			
	<u>していくべき</u> である。		・ また、令和5年4月から事業主名等の公表に係る公表基準を公開し、事業主による自主的な申告・返還を促進している。 ・ さらに、厚生労働省ホームページに不正			
	<u>していくべき</u> である。		・ また、令和5年4月から事業主名等の公表に係る公表基準を公開し、事業主による自主的な申告・返還を促進している。 ・ さらに、厚生労働省ホームページに不正防止に関するページを設け、不正防止対策の周知に引き続き取り組んでいる。 ・ 支給要領等の改正については、不正防止			
	<u>していくべき</u> である。		・ また、令和5年4月から事業主名等の公表に係る公表基準を公開し、事業主による自主的な申告・返還を促進している。 さらに、厚生労働省ホームページに不正防止に関するページを設け、不正防止対策の周知に引き続き取り組んでいる。			

・ 事業主による申請手続の負担軽減、迅速な審査・支給及び不正を防止・検知するためには、申請から支給まで原則デジタル化すべきで、マイナンバーの活用を含め、DX・AIを積極的に活用し、省人化したシステムを構築すべきである。デジタル化にあたっては、法人番号やマイナンバーの記載が有用であり、また、社会保障はマイナンバーの利用範囲であるにもかかわらず、雇調金での利用が法律上認められていないことは改善が必要である。	(対応方針) ・ 「雇用関係助成金ポータル」による雇用調整助成金のオンラインシステムによる申請受付を開始したところ。事業主の状況に配慮しつつ、今後、積極的な利用勧奨を行うことで、デジタル化を推進する。・ 法人番号については「雇用関係助成金ポータル」の認証情報より取得することが可能となっている。 (スケジュール) ・ 令和5年12月からオンラインシステムの利用開始。 (その他) ・ マイナンバーの活用については、申請の審査や不正受給対策等において必要とされる雇用に関する情報等をマイナンバーによる情報連携では取得できない	まで出勤簿、賃金台帳など休業の実績を確認するための書類の提出を求めていたところであるが、税制面における裏付けを確認するため所得税徴収高計算書や源泉徴収簿等を追加。②支給終了後の実地調査を強化する方針といった内容を盛り込んだ。 ・ 利用者の利便性向上を目的として、新たによする「雇用関係助成金ポータル」に令和5年12月から開始した。 ・ また、経済団体等を通じて傘下の団体や会員等に周知を行うともに、配用調整助成金を申請する事業主に対しても利用勧奨を行っている。	○雇用関係助成金ポータル (リーフレット) https://www.mhlw.go.jp/con tent/001179686.pdf ○雇用関係助成金ポータル申 請ページ https://www.esop.mhlw.go.j p/
・ 検証を行うにあたり、経営環境の指標や離職 データといった基礎情報について、申請手続 きの負担に留意しつつ、 <u>今後の危機対応のた</u> め、収集の方策を検討すべきである。	こと等から活用困難。 (対応方針) ・ (独)労働政策研究・研修機構で実施中のコロナ特例措置の効果検証については令和6年度中を目途に一定の結果を得るとともに、その結果等も踏まえ、令和7年度から労働政策審議会での議論を踏まえた上で、検討予定。 (スケジュール) ・ 令和6年度中に実施予定の効果検証の結果を踏まえた上で、令和7年度から労働政策審議会での議論を踏まえた上で、令和7年度から労働政策審議会での議論を踏まえて検討予定。	・ コロナ特例措置の効果検証については、 令和3年度から(独)労働政策研究・研修 機構において効果検証の一環として、リーマン・ショック期以降からコロナ特例1年 目にかけての業務データを用いた分析や、コロナ特例に係る事業所へのアンケート調査を実施した上で公表している。 ・ 今後、(独)労働政策研究・研修機構において実施している効果検証の中で、雇用調整助成金等の業務データ(休業人数、休業日数など)と、アンケート調査によりも詳細なニ次分析を令和6年度中を目途に一定の結果を得られるよう実施する予定。	○「雇用調整助成金の支給実態―リーマン・ショックからコロナ禍1年目にかけて―」https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2023/265.html ○「雇用調整助成金のコロナ特例の活用等に関する調査」結果(事業所調査)https://www.jil.go.jp/press/documents/20231227.pdf ○諸外国の雇用維持政策https://www.jil.go.jp/foreign/report/2022/22-10.html

・ 企業秘密に考慮しつつ、雇調金事業の効果に	(対応方針)	•	現在、コロナ禍における全データの入力	
ついて <u>研究者等が広く分析・検証できるよう</u>	・ 検証に使用するコロナ特例時の雇調金データ(休業		作業を順次進めているところであり、入	
に、分析に必要なデータセットを公開すべき	人数の情報など、約8百万件の支給データ)につい		力完了は、令和6年度一杯掛かる見込み。	
である。	て、個別集計表を整理し、公開するとともに、研究			
	者や行政機関から、目的等を個別に確認した上で業		また、個人情報や法人の情報が特定され	
	務上対応可能な範囲で集計等を行い提供する。		ることが無いように、データの取扱いに	
			係るルールを慎重に検討・整備した上で、	
	(スケジュール)		提供可能な集計データの提供を行う。	
	・・・・必要なデータの整理を進めているが、別途取扱ルー		JAN THE GARTY STANKETTS	
	ルを検討・整備した上で、令和7年度中を目途にデ			
	ータセットの公開を予定。			
・ 雇調金事業については人手不足・成長分野等			コロナ特例措置の効果検証については、	〇「雇用調整助成金の支給実
への労働移動の阻害や労働者の能力の低下等	1		令和3年度から(独)労働政策研究・研修	態―リーマン・ショックから
を招いていないかといった懸念がある。また、	措置の効果検証に関する研究を依頼しており、今後		機構において効果検証中。	コロナ禍1年目にかけて―」
支援を必ずしも必要としていないにもかかわ	分析等を進める。		版 神 こ030~この大阪証(1・。	https://www.jil.go.jp/inst
らず受給申請するというモラルハザードを防	万州寺と座のる。		これまで、効果検証の一環として、リーマ	itute/siryo/2023/265.html
ぐため、緊急に支援する必要がある事業者に	(スケジュール)		ン・ショック期以降からコロナ特例1年	1 Ed Ed / 611 y 6 / 2020 / 200 . 11 clii1
対象を絞る余地があったのではないか。さら			目にかけての業務データを用いた分析	〇「雇用調整助成金のコロナ
に、他国と比較して長期間かつ硬直的であり、	い業務データによる分析やアンケート調査を実施		や、コロナ特例に係る事業所へのアンケ	特例の活用等に関する調査」
状況に応じて適時に制度を見直していく必要	してきたところであるが、休業人数などの詳細なデ		一ト調査を実施した上で公表している。	特別の活用寺に関する調査]
	- してきたここのであるが、休果人数などの詳細なデータを補足するため、現在、必要なデータの整理を		一下調宜を美施した上で公衣している。	
			十十 (外) 光角及集研究 可收继进处立	https://www.jil.go.jp/pres
まずは、今般の雇調金事業の対応について、	進めており、準備が整い次第、令和6年度中を目途	•	また、(独) 労働政策研究・研修機構独自	s/documents/20231227.pdf
雇用の維持といった事業の効果及び上記の懸	に具体的な効果検証を実施予定。		の研究として、文献調査により諸外国と	
念等について、データを早期に整備した上で、			の雇用維持政策の比較を行っている。	○諸外国の雇用維持政策
各国の施策との比較を含めて、包括的な分析			人名 (Xt)兴思·苏尔尔 TI 板梯排户之	https://www.jil.go.jp/fore
<u>を行うべき</u> である。		•	今後、(独)労働政策研究・研修機構にお	<u>ign/report/2022/22-10.html</u>
			いて実施している効果検証の中で、雇用	
			調整助成金等の業務データ(休業人数、休	
			業日数など)と、アンケート調査により取	
			得した情報を用いて、これまでよりも詳	
			細な二次分析を令和6年度中を目途に一	
	(U+ IAI)		定の結果を得られるよう実施する予定。	
・ 雇調金事業の在り方や将来の危機時の対応に	(対応方針)		将来の危機時の対応等については、コロ	
ついて、成長分野への労働移動促進の観点も			ナ特例措置の効果検証を令和3年度から	
<u>含め検討すべき</u> である。厚生労働省が進める	実施予定の(独)労働政策研究・研修機構で実施中		(独)労働政策研究・研修機構において実	
制度見直しについては、教育訓練による雇用	のコロナ特例措置の効果検証の結果等も踏まえ、令		施中。	
調整のインセンティブを与えるため、助成率	和7年度から、特例措置を講ずる場合の留意点も含			
等に差を設けるなどの工夫により、政策効果	めた雇用維持政策の在り方を労働政策審議会で検		今後、(独) 労働政策研究・研修機構にお	
<u>を十分に発揮する仕組みづくりを行う</u> ことが	討する。		いて実施している効果検証の中で、雇用	
重要である。 <u>危機時の対応については、今回</u>			調整助成金等の業務データ(休業人数、休	
のような長期化を防ぐため、雇用情勢等を踏	6年度から、休業よりも教育訓練による雇用調整を		業日数など)と、アンケート調査により取	
まえた特例措置の終期を事前に設定するこ	選択しやすくなるよう、助成率等の見直しを行っ		得した情報を用いて、これまでよりも詳	
と、個別の助成が長引かない方策を講じるこ	た。		細な二次分析を令和6年度中を目途に一	

とを検討すべきである。	(スケジュール) ・ 将来の危機時の対応等については、上記検証の結果が取りまとまった後、令和7年度から労働政策審議会での議論を踏まえて検討予定。 ・ 通常時の雇用調整助成金については、省令を改正し、令和6年4月から施行。	定の結果を得られるよう実施する予定。 ・ 二次分析を踏まえた効果検証の結果については、将来の危機に備えた制度の見直しに活用していく見込み。 ・ 通常時の雇用調整助成金については、「新しい資本主義のグランドザイン及び計画 2023 改訂版」(令和5年6月16日閣議決定)において、助成が業能力の維持・向諸議決定)において、助成が業能力の維持・向上や成長分野への円滑なが働をとされたこととのの出まる、労働政を審議会で令和5年9月となるによるが最終を選択したでき、その結果、休業よりも教育を設定とし、令和6年3月省令を改正し、令和6年4月から施	
・ EBPMの観点からは、①雇用の保蔵のみならず、成長分野への労働移動の阻害やモラルハザードといった懸念に対応するため、現状のアウトカム(助成金支給後も雇用が維持されること)が適切なのか、雇調金事業からアウトカムへのつながりを正確に補足することは困難な面があるが、再検討すべきであり、また、②アウトプットの1つとして支給までの所要期間や不正受給割合、被雇用者の教育訓練の利用状況を組み込むことを検討すべきである。	・ 令和6年度事業におけるアウトカム・アウトプットの設定において、現行の助成金支給中の雇用維持率のみならず、助成金支給終了後の雇用維持率や生産指標のほか、事業主の教育訓練実施によって生じる従業員のスキルアップの効果(アンケート調査)をアウトカム指標として設定するとともに、支給日数などを関連指標として把握することを検討中。	行。 アウトカムへのつながりを正確に補足すべきという御指摘を踏まえ、令和6年度事業におけるアウトカム・アウトプットの設定においては、現行の助成金支給終了後の雇用維持率のみならず、助成金支給終了後の雇用維持や生産指標のほか、事業主の教育訓練実施によって生じる従業員のスキルアップの効果(アンケート調査)をアウトカム指標として設定するとともに、支給日数などを関連指標として把握することで、EBPMの観点から適切にレビューシートに反映させる予定。	

			りゅうオローアック		
担当府省名	経済産業省				
テーマ等	持続化給付金(コロナ関連)				
指摘事項	・多数の事業者に対する給付金を支給する事業について民間事業者への事務委託を検討する際は、事業目的を着実に達成するため、審査をはじめとする給付事務について、 <u>どこまでを国が実施し、どこまでを民間事業者に委託するかに関して、十分な検討を行うべき</u> である。 ・特に、大規模な給付事業は予算規模も大きくなることを踏まえ、国民に疑念を抱かれることが無いよう、受託業者の選定に際しては、受託事業者の能力をはじめとした妥当性や透明性を十分に考慮し、再委託ありきとならないよう留意する必要がある。その際、全国規模で行うことが困難なときには分割発注やJVの働きかけなどの工夫も考えられる。 ・それでも、再委託率が高くならざるを得ない可能性がある場合は、中間検査や確定検査などにより、間接コストが増大しないよう発注者から元請けへのチェックを厳格に行うなど、適切な支出が行われているかを十分に検証できるようにすべきである。				
	個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考	
ついて民間。 事業目的を表 する給付事系 こまでを民間 な検討を行う	業者に対する給付金を支給する事業に事業者への事務委託を検討する際は、 事業者への事務委託を検討する際は、 着実に達成するため、審査をはじめと 別について、 <u>どこまでを国が実施し、ど間事業者に委託するかに関して、十分</u> うべきである。		「事業目的を着実に達成する」ためには、事業のガバナンス、効率性、緊要性、専門性及びそれを遂行するだけの人員等の確保など様々な観点を考慮して実施主体を決定する必要がある。令和3年度に実施された「第6回調達等の在り方に関する検討会」においても、給付金事業のような非常に多くの者に対して迅速・着実に必要な資金等を届ける事務局機能の担い手について、その主体ごとのメリット、デメリットを比較しつつ議論されたところ。具体的な次の大規模給付事業が存在しない現時点において画ー的な結論、方向性を示すことは困難であるが、今後、同様の給付事業を実施する際には、事業の性質を勘案し、十分な検討を行うこととする。		
ことを踏まだ よう、 <u>受託業力をはじめ</u> し、再委託だ ある。その際	模な給付事業は予算規模も大きくなるえ、国民に疑念を抱かれることが無い き者の選定に際しては、受託事業者の能 とした妥当性や透明性を十分に考慮 ありきとならないよう留意する必要が き、全国規模で行うことが困難なときに やJVの働きかけなどの工夫も考えられ		「調達等の在り方に関する検討会」において入札プロセスの透明性、事業の効率的な執行及び将来にわたっての調達可能性との間でバランスを確保する観点から議論。当検討会の報告書を踏まえ以下のような追加的な執行ルールを策定。 受託業者の妥当性、透明性の確保に関しては、 ・入札公告前の事前接触に関して、事業者に提供する関係資料の事前公表、複数職員による接触、事業者との接触時間に係る実質的な公平性の確保、接触記録の作成・保存の義務付け		

・それでも、再委託率が高くならざるを得ない可能性がある場合は、中間検査や確定検査などにより、間接コストが増大しないよう発注者から元請けへのチェックを厳格に行うなど、適切な支出が行われているかを十分に検証できるようにすべきである。	右記の内容を実施済み	・審査結果の公表に関して、事業者の権利保護の観点に配慮しつも、これまで開示してきたものに加え、全応札者名・採点結果、評価コメント等を開示 ・事業開始時と完了時における履行体制図の公表 再委託ありきとならないような留意に関しては、 ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務についての再委託を禁止し、再委託費率が50%を超える場合には事前の理由書提出、真に必要な再委託であるかの確認を徹底・グループ企業であることのみを選定理由とする再委託・外注の禁止 再委託・外注費率を低減させるための取組に関しては、・JV方式での入札参加を認めるとともに、分割発注の検討を義務付け 「調達等の在り方に関する検討会」を踏まえ、以下のような追加的な執行ルールを策定。 ・再委託、外注に関する費用の支払の適切性を確保するため、国が再委託、外注に関する費用の支払の適切性を確保することができるよう、契約に規定 ・確定検査においては、再委託、外注のいずれの場合においても、費用の内訳やその証憑を確認することの必須化・中間検査の実施・外部有識者で構成される契約等評価監視委員会において、事後的に再委託、外注の適切性を評価する手段を規定	
・また、複層的な再委託が行われると、各階層の委託先における業務内容や、当該業務のために要した費用が不透明になりやすい。本事業においても、まだ不明確な部分があること、各階層の再委託先における支出の適切性は厳しく問われることを踏まえ、十分かつ分かりやすく情報を開示するべきである。	右記の内容について速やかに実施する。	当該事業のために要した費用に関し、不明確な部分を補足するための情報を開示する。	
・本事業だけでなく、同様のスキームで行っている 事業についても、本事業と同様の課題が生じてい ないか点検していくべきである。	右記の内容を実施済み	本事業に限らず多数の事業者に国費を支出する大規模で緊急性が高い事業を対象として、「調達等の在り方に関する検討会」を 踏まえた追加的な執行ルールを適用することとしている。	

・非常時においても、事後であったとしても <u>効果検証が可能となるようなアウトカム指標を適切に設定するべき</u> である。また、事後の効果検証を行ったうえで、今後、同様の状況になったときに円滑に事業が執行できるよう更なる総括が必要である。	【デジタル庁】 ・現状でも補助金事務局が J グランツを利用した補助金申請に関するデータを取得可能。 ・くわえて、申請状況の分析のため、G I Sを利用して補助金申請に関する地理的分布等を分析できるツールの整備を進めている。	ひひひとく 子木を続いたいに 人の人がたいエバルとのこれの場合	
・上記効果測定とともに事業者への迅速かつ効率的な給付を可能とするため、給付事業の実施スキームの検討に際して、 <u>国の既存の給付システムや民間の新たなデジタル技術などの積極的な活用を検討するべき</u> である。また、デジタル庁においては、既存給付スキームの効果的な活用を図る観点から、法人・個人事業主向け行政手続の共通認証システム(gBizID)の事業者による利用を促進するとともに、口座情報を登録可能とすることを検討するべきである。	【デジタル庁】 ・ G ビズ I D を事業者向け行政手続における基本機能として位置付け、今後更なる行政手続システムでの活用を拡大することで法人、個人事業主のアカウント取得を促す。 ・ 令和6年度から J グランツを改修し、令和7年度以降、原則全ての補助金申請で J グランツが活用できる環境整備を進める。 ・ 上記の J グランツの改修の中で、事業者の口座情報についても登録可能とし、他の補助金申請等でも利用出来る環境整備を進める。	【デジタル庁】 ・今後事業者向け行政手続のオンライン化においてはGビズID	

担当府省名	環境省					
テーマ等	地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金					
指摘事項	・本事業における先行的な取組を効果的に全国的な横展開につなげるためには、データの収集を含め事業の効果を正確かつ定量的に検証するための仕組みをあらかじめ構築する必要があるが、現状、本事業の制度設計には、多くの課題や改善の余地がある。 ・国の予算を有効活用するため、今後の地域の選定にあたっては、更に横展開を図るべき取組について、地方自治体の規模・地域特性・地域課題等に類型化し、それぞれに応じた脱炭素効果等の基準を整理した上で選定すべき。その際、取組内容の効果を検証することにより優良事例を生み出すとともに、結果だけではなく、どのようなボトルネックがあってどのように解決したのか、というプロセスを含めて整理・情報共有することが重要。 その上で、本事業を個人や民間等向けの単なる設備導入支援にとどめることのないよう、事業期間終了後を見据えた地域における取組の基盤構築に主眼を置くとともに、地域間の連携・条例等の地域における合意形成に基づく取組・民間の投融資を誘引するための金融的な手法の確立・デジタルの活用等による地域住民等の行動変容の促進などを通じて、他の地方自治体において自立的に導入可能なものとなるような枠組みを構築すべき。					
	個別項目 対応方針・スケジュール 決定・実施した内容 備考					
・本事業における先行的な取組を効果的に全国的な横展開につなけるためには、データの収集を含め事業の効果を正確かつ定量的に検証するための仕組みをあらかじめ構築する必要があるが、現状、本事業の制度設計には、多くの課題や改善の余地がある。・国の予算を有効活用するため、今後の地域の選定にあたっては、更に横展開を図るべき取組について、地方自治体の規模・地域特性や地域課題等に対し、デ・トルネックやその解決プロセス等に関する整理・情報展別を図るべき取組について、地方自治体の規模・地域特性や地域課題等に類型化し、第5回募集に合わせて公表するとで、ボトルネックやその解決プロセス等に関する整理・情報展別を図るべき取組について、地方自治体の規模・地域特性を地域課題等に類型化し、それぞれに応じた脱炭素効果等の基本を整理した上で選定すべき。その際、取組内容の効果を検証することに対して、地方自治体の対策・地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、対したのが、といることに対していて、を力が表ってどのように解決したのが、といきが表し、地域における別様を必要では、対しては、毎年度実施する各団体へのフォローアップの中で取りまとめて公表し、地域における別様を発表行地域募集要領(第5回)及び脱炭素先行地域づくりガイドブック(第5版)として、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、地域における別様を必要では、対したのが、といが対した。対したのでは、対しためでは、対したのでは、対しためでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対しためでは、対したのでは、対しためでは、対しためでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対しためでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対したのでは、対しためでは、対しためでは、対しためでは、対しためでは、対しためでは、対しためでは、対しためでは、対しためでは、対したいのでは、対しためでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対し、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対したいでは、対しないでは、対しないでは、対したいでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは						

個別項目 ・「地方自治体が取り組む地域の脱炭素に向けた基盤構築」という本事業の性格に鑑みて、他の関連事業の活用等も含めた地域脱炭素の取組がより推進しやすいものとなるよう、波及効果や費用対効果等の観点も踏まえ、定量的に効果を検証すべき。その際、より効果的な取組とするためには、事業の進捗や効果に加え、政策目的に対する国と地方自治体の考え方が同じ目線となっているかといった点を含め、中間評価等を実施して、定期的に検証する必要。	対応方針・スケジュール ・令和4年2月に公表した「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を、毎年度の予算の内容を踏まえ継続的に拡充する。・毎年度実施する各団体へのフォローアップの中で、取組の進捗状況を取りまとめるとともに、中間評価(選定された年度を含めて3年度目に実施)を導入し、政策目的に対する国と地方自治体の考え方が同じ目線となるよう、波及効果や費用対効果等の観点も踏まえた効果検証の取組を強化する。	決定・実施した内容 ・令和6年度政府予算案の内容を踏まえ、「地域脱炭素の 取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」を 令和6年3月に拡充した。 ・3年度目の事業を対象とした1回目の中間評価につい て、令和6年夏を目途に実施する。	備考
・本事業の目的が、地域の脱炭素化だけでなく、経済の地域循環・ 雇用・まちづくり・公共交通等といった地域課題の解決やそれを 通じた地方創生にも資するものであることを踏まえ、関係省庁の 関連施策や規制との連携等を進めた上で、 <u>地域課題の解決状況を</u> 把握できるように政策効果発現経路を設定すべき。	・地域課題の解決状況を把握できる政策効果発現 経路について、地方公共団体に共通する地域経済 循環に着目して設定し、レビューシートに反映す る。	・地域課題の解決状況を把握できる長期アウトカムの成果目標として、「地域経済循環への貢献」を設定するとともに、「脱炭素先行地域における域外へのエネルギー代金流出抑制額」を KPI として設定し、令和6年度レビューシートに反映予定。	
・レビューシートの品質向上を通じて効果的な政策立案を促進するため、本事業の横展開を通じて目指している最終目標値や、選定した地域のフォローアップの取組など事業効果を向上させるための工夫についても、積極的にレビューシートに記載すべき。	・脱炭素に加えて本事業の目的である地域課題解決・横展開や事業効果の向上に資するフォローアップ・中間評価・最終評価について、レビューシートに記載する。	・令和6年度レビューシートにおいて、 -地域課題解決に関し、KPIの設定を求めていること及び選定において CO2 削減と同程度に重視していること -横展開に関し、選定において波及効果を重視して先進性・モデル性による評価を行うこと及び地域脱炭素の基盤構築を重視すること -フォローアップ・中間評価・最終評価に関し、フォローアップを毎年度、中間評価を事業開始後3年度目に、最終評価を最終年度末にそれぞれ実施することについて記載予定。	

テーマ等 具体的な成果目標(中小企業イノベーション創出推進基金(中小企業イノベーション創出推進事業))					
	具体的な成果目標(中小企業イノベーション創出推進基金(中小企業イノベーション創出推進事業))				
・基金全体の具体的な成果目標をできるかぎり <u>早期に策定して</u> 、それに沿って各省庁が予算執行を行う体制を構築すべき。 ・ <u>令和9年までの採択期間の終了を待たずに、対象企業の技術実証の進捗度合を公表して、基金全体の成果をきちんと検証すべき。</u> ・ 一般社団法人の基金業務が適切に行われるように、 <u>担当省庁が監督できる体制を整備し</u> 、さらに、一民間企業が基金予算の配分ルールの策定や補助金交付の審査を行っると誤解されることのないよう、 <u>具体的な役割分担を基金シートに明記して公表すること</u> 。	・ <u>令和9年までの採択期間の終了を待たずに、対象企業の技術実証の進捗度合を公表して、基金全体の成果をきちんと検証すべき</u> 。 ・一般社団法人の基金業務が適切に行われるように、 <u>担当省庁が監督できる体制を整備し</u> 、さらに、一民間企業が基金予算の配分ルールの策定や補助金交付の審査を行ってい				
個別項目 対応方針・スケジュール 決定・実施した内容 備考					
・基金全体の具体的な成果目標をできるかぎり早期に東定して、それに沿って各省庁が予算執行を					

m.牡田牡Ⅰの甘 <u></u> 女米なよ♡本畑に伝われてし		外部有識者を含めた統括運営委員会・フォローアップ委員会を 設置し、令和6年3月から、技術実証全体の進捗・成果の管理に ついて議論を開始した。	
・一般社団法人の基金業務が適切に行われるように、担当省庁が監督できる体制を整備し、さらに、一民間企業が基金予算の配分ルールの策定や補助金交付の審査を行っていると誤解されることのないよう、具体的な役割分担を基金シートに明記して公表すること。	うに、担当省庁が監督できる体制を整備すること		
		【全省】 一民間企業が基金予算の配分ルールの策定や補助金交付の審査を行っていると誤解されることのないよう、「指定補助金等の交付等に関する指針」(13)③及び実施各省が定める「中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実施要領」に明記・公表しているほか、その具体的な役割分担を令和6年4月に公表される基金シートの【資金の流れ】上段に記載した。	

(参考)「指定補助金等の交付等に関する指針」(令和5年6月9日閣議決定)

- 3. 指定補助金等の交付の方法に関する事項
- (13)令和4年度第2次補正予算に計上されたフェーズ3基金事業(指定補助金等)として、特に設定すべき交付の方法及び社会実装の推進等に関する事項

令和4年度第2次補正予算に計上したフェーズ3基金事業(指定補助金等)の実施において、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等が、自らが有する先端技術の大規模技術実 証を実施し、国主導の下で内閣府とフェーズ3基金事業を実施する各省(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省又は国土交通省。以下「実施各省」という。)が共同してその成果 の円滑な社会実装の促進を図るため、内閣府と実施各省は以下の措置を講じなければならない。

①SBIR 関係各省責任者会議へのプロジェクト実施状況等の報告

実施各省は、内閣府が定期的に開催する SBIR 関係各省責任者会議において採択したプロジェクトの進捗及び補助金執行状況の適切性等を報告する。内閣府は、当該報告を踏まえ、プロジェクトの成果の円滑な社会実装を促進する観点から、実施各省に対して必要な指示や運営方針等を提示する。

②フェーズ3基金事業統括体制の整備

実施各省は、フェーズ3基金事業を統括するPM(以下「フェーズ3統括PM」という。)を指名するとともに、統括運営委員会を設置し、採択したプロジェクトの統一的な進捗状況の把握と執行状況の適切性の確保のための管理・調整を行う。

③プロジェクトの採択・評価・フォローアップ体制の整備

実施各省は、基金設置法人と共同して、プロジェクトの採択・評価・フォローアップに係る委員会等を設置・運営し、プロジェクトの公募・採択に当たっては、研究開発型スタートアップ等による推進が期待される先進的技術分野を踏まえ、研究開発課題を設定の上、公募・採択を行う。プロジェクトの評価に当たっては、原則としてTRLの上位レベルへの移行時にステージゲート審査を実施の上、評価する。プロジェクトのフォローアップに当たっては、プロジェクト採択後、原則としてプロジェクト毎にプロジェクトリーダー(PL)を選定し、フェーズ3統括PMと実施各省が連携しながら、下記④に定める成果の社会実装に向けたロードマップを策定し、当該ロードマップの実現に向け、開発工程・開発目標の管理や伴走支援等を実施する。

④プロジェクト成果の社会実装に向けたロードマップの策定

実施各省は、上記③のフォローアップ委員会における実施者との意見交換や調査活動、関係府省庁・機関との意見交換等を通じて、プロジェクトの成果の円滑な社会実装の促進に向け、政府 調達、標準化、規制緩和、利活用環境の整備、導入普及促進等初期市場創出のための具体策を盛り込んだロードマップを作成し、フェーズ3基金事業実施期間中に対外公表を行う。

担当府省名	農林水産省	ハッナックロロス間のこのであった。			
テーマ等	┃ 終了予定時期(産地パワーアップ事業	基金、担い手経営発展支援基金)			
指摘事項	・直近の執行額を前提に、基金の執行見込み額を見直すとともに、現在の残高でどの程度の期間、運営が可能か精査すべき。 ・中長期の成果目標を見直すとともに、それを踏まえた基金の終了期限の設定を検討すべき。				
	個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考	
【産地パワー	-アップ事業基金】				
<u>直す</u> とともに <u>が可能か精査</u>		指摘を踏まえ、令和6年度から、基金の執行見 込み額について、過年度の産地パワーアップ計画 ごとの執行実績が反映されるよう算定手法の見 直しを行うとともに、見直し後の算定手法により 算定した執行見込み額により、運営期間の精査を 行う。	の関係機関に対し、産地パワーアップ計画ごとの執行実績等の収		
	这果目標を見直すとともに、それを踏ま 冬了期限の設定を検討すべき。	・指摘を踏まえ、令和5年度中に、事業目的及び 産地の実情に応じた目標となるよう、中長期の成 果目標の見直しを行う。			
		・上記の中長期目標の見直しを踏まえ、基金の終 了期限の設定を検討する。	・定期的に事業の効果を検証することとした。		
【担い手経営	営発展支援基金 】				
	、現在の残高でどの程度の期間、運営	・基金の執行見込み額について、直近の執行額を踏まえた見込みとなるよう、令和5年度から、① 事業費については、算定の前提となる貸付計画について、直近5か年度の貸付実績を基に貸付計画を立てることとし、② 管理費については、算定の前提となる支出計画について、直近5か年度の支出実績を基に支出計画を立てることとし、それぞれ見直すこととした。また、今後も必要に応じて保有水準を定期的に見直すこととした。	基金シートにおいて公表を行った。		
		・上記の見直し後の執行見込み額を踏まえ、現在 の残高でどの程度の期間、運用が可能かについ て、速やかに精査することとした。			

		(上記試算の前提条件) ・交付件数: 令和5年4月から直近の令和6年1月末までの交付決定実績の月当たり平均、 ・金利: 令和6年1月末時点の金利(スーパーL資金:0.60~1.00%、農業近代化資金:1.00%)	
・ <u>中長期の成果目標を見直す</u> とともに、それを踏まえた <u>基金の終了期限の設定を検討すべき</u> 。	の5年後の売上金額を融資実施前より 15%以上増加」は、本事業が活用された融資による農業者の経営改善の結果について、具体的かつ定量的に測定できるものとして適当なものであると考えているため、中長期の成果目標については変更を行わないが、新たに短期の成果目標を設定する。		
	・上記の成果目標の見直しを踏まえ、基金の終了 期限について、設定を検討する。	・定期的に事業の効果を検証することとした。	

		状の十次公開快証の旧間争項に対			
担当府省名	経済産業省				
テーマ等	(コロナ関連)中小企業等事業再構築	促進基金			
指摘事項	 従前の枠組みについて、 新型コロナ対策としての役割は終わりつつあるので、基金のうちそれにかかる部分は廃止し、もしくは抜本的に事業を構築し直すべき。 申請書・財務諸表の精査、四半期ごとのモニタリングといった仕組みが確立されない限り新規採択は一旦停止すべきであり、それができない場合は基金として継続する必要は認められないため、国庫返納して通常の予算措置とすべき。 審査の厳格化とデータの収集の厳格化については、引き続き十分な検討が必要である。 				
	個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考	
従前の枠組み	みについて、				
ので、基金しくは抜オ	ナ対策としての役割は終わりつつある をのうちそれにかかる部分は廃止し、も 本的に事業を構築し直すべき。	・新型コロナ対策としての特例的措置や支援枠を見直し、ポストコロナ時代の経済構造の転換やコロナ債務を抱える事業者の取組等に支援を重点化。	・第 12 回 (次回) 公募において以下のとおり見直し。 ① 新型コロナ対策としての役割を担っていた物価高騰対策・回復再生応援枠を廃止し、コロナで債務を抱える事業者の取組を重点的に支援するよう見直しを行い、コロナ回復加速化枠を設置。また、既存の成長枠・産業構造転換枠については統合を行い、ポストコロナ時代の経済構造の転換を促すよう、成長領域に進出する事業者の取組等を重点的に支援。 ② 新型コロナ対策として実施していた特例的措置である事前着手制度は原則廃止(ただし、第 12 回公募のみ過去公募での不採択者は申請可能とする)。		
ングといっ 択は一旦何は基金とし 国庫返納し	対解諸表の精査、四半期ごとのモニタリった仕組みが確立されない限り新規採停止すべきであり、それができない場合して継続する必要は認められないため、して通常の予算措置とすべき。 各化とデータの収集の厳格化について 売き十分な検討が必要である。	 ・本事業の申請書類としている事業計画書において、記載内容の重複等の問題に対し、AIでの重複率確認により類似案件排除を強化。 ・短期アウトカムの事業化段階については、進展があった場合に四半期ごとに報告を行わせるべくルールを見直す。 ・一時的流行による特定トピックの申請集中についてシステム上検知し、審査を厳格化。新分野進出は事業の新規性を公募ごとに再検証。 ・財務諸表の主要項目(売上・営業利益等)についてはデジタルデータで取得中であるが、システム刷新に合わせて更なる取得範囲の拡大を検討。 	・事業計画書の文章及び添付画像ファイルの情報解析によって重複率を算出し、それを踏まえて採否判定基準及び排除対象範囲を見直す。また、重複率算出時の閾値を再検討することにより、採択審査システムにおいて、AIでの類似案件排除機能を強化。・事業化段階の四半期報告をルール化。・1回目の事業化状況報告を提出した17,034社のデータを基に、事業の初期的な効果分析・検証を実施の上、3月の経済産業省第三者委員会において説明し、報告書を公表。 ・特定トピックのシステム上検知や事業の新規性再検証については措置済み。 ・令和6年度には、事業再構築補助金システムにおいて、審査効率化補助機能及びデータ収集分析機能の刷新を行い、事業者の賃借対照表の一部や補助事業を含めた企業全体の損益計算書等をシステム入力によりデジタルデータで取得することで、政策効果分析に利用していく。		

担当府省名	法務省					
テーマ等	規制(公証人による定款認証について	-)				
指摘事項	・①株式会社等について、設立時にのみ公証人が定款認証しても、会社設立後の定款変更については認証が不要であること、②実態として最終的に認証に至らなかったのは0.5%にすぎないこと、③名義貸し等の不正防止や責任追及は商業登記等の記録整備、事後的な民事、刑事面の制裁の手段で対応することが可能であること、④発起人が司法書士等に定款作成を委任する場合は面前確認が不要となっており、発起人自身が定款作成する場合にのみ、公証人による面前確認が必要となっており合理性が十分ではないこと、					
	個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考		
<u>定款を用し</u> が確認した て発起人の	ばは、起業家の負担軽減のため、 <u>モデルいる場合であって、第三者(弁護士等)</u> た発起人の場合やデジタル技術を用い の実在・設立意思が確認されている場では面前確認を不要とする。	討会(構成員:経済界、学者、専門資格者等。規制改革推進会議関係者を含む。)において、令和	〇有識者検討会の取りまとめを令和6年1月に公表した。取りまとめにおいては、以下の考え方が示された。今後、取りまとめにおいて示された考え方を踏まえ、実務的検討を進めていくこととしている。・今後、現行制度・運用目指すべきとされた。その上で、「モデル定款」を作成「モデルなシステム等の実現を目指すべきとか、利用条件等は、①「必要する課題とされた。今後の方向性としてけて、対のを要する課題とされた。今後の早期実現に向いな検討を要するには、少の早期実現に向いな検討を要するであることや、②ありまでの早期に進めるべきであることや、②ありまでの場合に認証を不要とする制度見直しの方に進めるであることで、「モデル定款」を用いて必要な情報とであり、を進めるべきで認証を不要とする制度見直しの方に進めるであることにより、の場合に認証を不要とする制度見直しのの方には、ののよびでありまである。・デジタル技術等を用いて必要な情報提供がされることにより、発起人の本人確認と真意の調査検討を可能を見直していく方ののが必要な情報としていく方ののが必要な情報としていく方ののが必要なを当まる制度としていく方ののが必要なを当まる制度としていく方ののが必要なを当まる制度としていく方ののかで公証人の関与なまには、ののような表には、ののような表には、ののようとされた。で表記を行うアプローチがあるとされ、今後、実務的な課題を踏まえて、具体のな手続・仕組みなど、制度と変により、といいては、事変の当なには、事変の当ないては、事変の当ないては、事変の当ないては、事変の当ないては、事変の当ないては、事変の当ないては、事変の当ないては、事変の当ないでは、事変の当ないでは、事変の当ないでは、事変の当ないでは、事変の当ないでは、事変の当ないでは、事変の当ないでは、事変の当ないでは、事変の当ないでは、事ないでは、事ないには、まないでは、事ないでは、事ないには、まないには、まないでは、事ないには、まないは、まないには、まないは、まないには、まないは、まないは、まないは、まないは、まないには、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まない	の有識者検討会の 取りまとめ https://www.moj. go.jp/content/00 1411436.pdf 〇運用上の改善措 置の概要 https://www.moj. go.jp/content/00 1414198.pdf		

・その上で、手続効率化にあわせて手数料を無料に 近い金額とすることを年内に決定するべきであ る。	同上	となるのは定款認証により起業家が受ける利益であるとして、引下げに反対する意見もあった。 〇上記の有識者検討会の検討と並行して、法務省において速やかに実施する運用上の改善措置として、以下の取組を新たに開始した。 ・スタートアップ向けの定款作成支援ツールの公表(令和5年12月~) ・定款作成支援ツールを用いた場合に48時間以内に認証手続を完了させる運用の試行(令和6年1月~) ・面前確認手続について、公証役場に赴くことなくウェブ会議で実施することを原則化する運用の開始(令和6年3月~) 同上	同上
・さらに、 <u>将来的な定款認証制度の廃止を含め、制度の在り方を年度内に早期に検討すべき</u> である。	同上	同上	同上